

長岡市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成30年5月2日

長岡市監査委員	阿部隆夫
同	北村敏雄
同	篠田弘成
同	高野正義

1 監査の対象

環境部	環境政策課（トキ分散飼育センターを含む。）
商工部	産業政策課（イノベーション推進室を含む。）
農林水産部	農林整備課
教育委員会	
教育部	学校教育課（教育センターを含む。）

2 監査の範囲

平成29年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

3 監査の期間

平成30年3月5日から3月19日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
環境政策課	適正に処理されてきました。
産業政策課	適正に処理されてきました。
農林整備課	適正に処理されてきました。
学校教育課	<p>次の事項のほかは、おおむね適正に処理されてきました。</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便切手受払簿の記載漏れについて <p>郵便切手受払簿において、払出枚数の記載漏れにより、記載されている月末残高と実際の残高が不一致となっているもの</p>